

【資料】

令和4年(2022年)12月27日
日本学術会議会長 梶田隆章

内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』に関する懸念事項 (第186回総会による声明に関する説明)

先般開催された日本学術会議第186回総会(令和4年(2022年)12月8日・21日)は、総会2日目の12月21日、「声明・内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』(令和4年12月6日)について再考を求めます¹」を発出いたしました。

その中で本会議は、本年12月6日に内閣府より提示された「日本学術会議の在り方についての方針」の発出に至る経緯を説明した上で、日本学術会議法改正を明記した「方針」には、日本学術会議の性格を根本的に改変させて独立性を侵害しかねない深刻な問題があることを明確に指摘するとともに、強い決意をもって「方針」の再考を政府に求めました。

本会議の声明は、内閣府の「方針」について6点にわたる「懸念事項」を指摘しております。声明は端的で簡潔であることを旨とすることから、これら6点について立ち入った解説は行なっておりません。しかし、本会議の会員・連携会員はもとより、日本の学術コミュニティの皆さま、そして何より学術を支えその成果を享受すべき国民の皆さまに、本会議の考え方をより深くご理解いただく必要があると考えています。そのために、総会における会員からの議論も踏まえて、6点の「懸念事項」について詳しく説明することを目的に、この文書を作成いたしました。

記

- 1) そもそも、すでに学術会議が独自に改革を進めているもとの、法改正を必要とする理由(立法事実)が示されていない点

内閣府より公表された「日本学術会議の在り方についての方針」(以下「方針」)²には抽象的の文言が書き連ねられており、実際の法改正を必要とする理由について具体的説明は書かれていませんでした。総会初日(12月8日)の内閣府担当官からの

¹ <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s186.pdf>

² <https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryoy186-1-7.pdf>

口頭説明、会員からの書面による質問への「回答」³、及び、2日目(12月21日)に内閣府総合政策推進室より示された「日本学術会議の在り方について(具体化検討案)」(令和4年12月21日)⁴とそれへの口頭説明、さらに総会の場での会員との質疑応答においても、具体的な立法事実への言及はありませんでした。

法改正を行う場合、当然、それを必要とする合理的根拠となる立法事実の提示が必要です。今回説明された、また今後示されるであろう法改正の内容が、どのような根拠に基づいて必要と判断されたのかを適切に説明する責務を政府は負っていません。

例えば、「方針」では「選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」と書かれています。そのような趣旨の法改正を行うのであれば、過去に「適正かつ円滑」でない事例があったのかどうか、それを「適正かつ円滑」でないとみなす理由は何か、それはどのようにして生じたのか、そうしたことの説明が必須であると考えられますが、そのような説明はなされませんでした。口頭では、例えば、過去の会員選考が「オープンではなかった」などと決めつける判断が述べられたものの、具体的な事例や問題への言及はなされませんでした。立法事実が具体的に示されないまま法改正が既定のこととされていることにたいへん強い危惧を抱いています。

2) 会員選考のルールや過程への第三者委員会の関与が提起されており、学術会議の自律的かつ独立した会員選考への介入のおそれのある点

「優れた研究又は業績のある科学者」(日本学術会議法第17条)としての要件を満たす新会員の選考を現在の会員が主体となって行うコオプテーション方式は、本会議の決定した「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」⁵でも詳述したとおり、世界のアカデミーに共通する方式であり、日本学術会議が独立して職務を行う上での大前提です。

「方針」に示された会員選考に関する第三者委員会の設置は、同委員会の構成や同委員会による会員選考への関与のあり方(第三者委員会による学術会議への会員選考対象者の推薦などを含む。)など、その権限や意見の拘束力によっては、会員選考における日本学術会議の独立性を損ない、「より良い役割発揮に向けて」で示したナショナル・アカデミーの「5要件」に反するものとなります。

世界で、日本学術会議を含むナショナル・アカデミーの独立性が重要とされる理由は、学術が政治や経済などの価値基準とは異なる、学術に固有の価値基準によ

³ <https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryoy186-2-2.pdf>

⁴ <https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryoy186-2-1.pdf>

⁵ <https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryoy186-1-sanko.pdf>

る意思の表明や活動を行うことを通じて有益な観点を提供し、政策決定や学術の発展、ひいては人類の福祉に貢献することを目的とする営みであるところにあります。独立性が損なわれることは、結果的に広く国民や人類の福利にも影響することになります。

しかるに、第三者委員会の具体的内容はいまだ提示されておらず、改正法案や内閣府令等による規定により、選考委員会の運営や選考そのものに第三者委員会が介入するなどということがあれば、ことは重大です。学術の独立性を担保するため、世界のアカデミーが採用する標準的な会員選考方式であるコオプテーションを放棄することとなりかねません。第三者委員会の権限や効力、委員の構成およびその選出・任命の仕方について明確な説明を行うべきであり、コオプテーションの本旨に立ち返って、第三者委員会設置の方針自体が見直されるべきです。

なお付言するならば、内閣府は、今回の「方針」の策定にあたって、国費を用いて各国のナショナル・アカデミーのあり方について調査を行いました。ナショナル・アカデミーとしての日本学術会議のあり方について議論するにあたっては、そうした諸外国の事例を参照することが当然必要であり、調査結果について広く公開されるべきものであると考えます。会員選考にあたって第三者委員会を設けている事例はあるのか、政府によって会員選考・任命が阻害されるような事例があったのかなど、調査結果全体の公開を求めます。この調査結果は、アカデミーとは何かを広く社会で議論するうえで大切な基礎資料となるはずです。

3) 第三者委員会による会員選考への関与は、総理による任命拒否の正統化につながりかねない点

令和2年(2020年)10月1日の日本学術会議第25期発足にあたり、第24期に推薦された第25期-第26期会員候補者のうち6名が、理由の説明もないままに任命されないという事態が発生しました。以降、本会議では6名の即時任命とともに、任命しなかった理由の開示を強く求めてきましたが、遺憾なことに、今にいたるもいずれも行われていません。理由について説明のない透明性を欠いた任命拒否が今後繰り返されないようにすることは、本会議の独立性にとって根幹となる条件です。

今までのところ第三者委員会の権限は明確に提示されてはいませんが、選考ルールと選考過程への第三者委員会の意見表出と本会議によるその意見への尊重義務が想定されている以上、仮に第三者委員会の意見と異なる推薦名簿を本会議が決定した場合、そのことを理由にして任命権者が任命を拒否する道が開かれることになってしまいます。任命拒否が正統化され、繰り返されかねないことにたいへん強い危惧を抱いています。

なお、関連して、会員からの書面による質問に対して内閣府総合政策推進室から

示された回答文書には、「内閣総理大臣が適切にその任命権を行使するため、任命すべき会員の数を上回る候補者の推薦を求め、その中から任命するという事も否定されません」とさえ記されていました。このことは、内閣総理大臣が、自らの政治的判断により選別して、会員の任命を行えるようにすることを意味します。

- 4) 現在、説明責任を果たしつつ厳正に行うことを旨とした新たな方式により会員選考が進められているにもかかわらず、改正法による会員選考を行うこととされ、そのために現会員の任期調整が提示されている点

日本学術会議はすでに、「より良い役割発揮に向けて」に示した考え方に即して、説明責任をよりよく果たしうる選考方式を決定しました。それにより、広く学術コミュニティと外部の諸団体にも情報提供を求めながら、第26期-第27期会員(令和5年(2023年)10月1日任命予定)の選考手続を進めています。これは、現行法の規定を遵守した当然の活動です。しかるに、方針についての内閣府からの説明では「会員の任期を延長」し、「第26期-第27期会員の改選は新しいルールで行う」との考え方が示されました。改正法案の具体的内容はなお検討中でありながら、このような方針が既定であるかのようにされていることに驚きを禁じ得ません。

本会議は、現行法により会員選考を進める責務を負っていますが、他方で、法が改正された場合、選考結果が覆されて会員選考をやり直すこととならざるをえません。法改正の内容以前に、このこと自体が、独立して職務にあたる日本学術会議の会員選考への重大な介入となりうるものであり、職務の遂行に深刻な影響を与えるものだと考えます。

また、改正法による会員選考のやり直しのために、先例を参照して、第25期会員の任期延長を行う可能性があるとの説明がなされました。現在の会員は、6年の任期を前提に就任を受諾して任命されており、政府の判断で一方的に任期を変更することはご都合主義との非難を免れません。延長される期間に70歳の定年を迎える会員もいます。すべての会員がこうした任期変更を容認するとも限りません。こうしたことによる学術会議の運営への深刻な影響について強い懸念を抱いています。

なお、上述の6名の会員候補者への任命拒否をめぐる日本学術会議と政府、官房長官との対話にもこのことは甚大な影響を与えてしまいます。松野官房長官は、本年8月3日の私(会長)との面談において、「未来志向の観点から、新たな選考プロセスの考え方を踏まえて、改めて候補者選考を行うことを検討いただきたい。例えば、この秋から、次期の半数改選に向けての候補者選考が始まると承知。次期の候補者選考を進める中で解決を考えていくのも一案。」と提案されました。したがって、改正法に基づく会員選考という考え方は、日本学術会議が現在行っている選考方法の下で6名の再選考を行うという官房長官の提案と矛盾することになります。

このように、官房長官は本年8月3日の私(会長)との会見において、学術会議が現在進めている選考過程の中で任命拒否問題の解決をはかることを提案されました。それにもかかわらず、現在進められている選考過程の無効化をはかろうとする内閣府の示した「方針」の真意はいったいどこにあるのでしょうか。総会の場でも強く説明を求めましたが、納得のいく回答はなされませんでした。改めて明確な説明を求めるとともに、今回の「方針」によって官房長官からの提案が撤回されたものと理解して良いのかどうか、その点も明らかにしていただく必要があると考えます。

- 5) 現行の三部制に代えて四部制が唐突に提起されたが、これは学問の体系に即した内発的論理によらない政治的・行政的判断による組織編成の提案であり、学術会議の独立性が侵害されるおそれが多分にあることを示した点

当初(12月8日)の内閣府からの口頭説明において、既存の3つの部に加えて環境学・情報学などからなる新たな部を創設することが例示的に提案されました。21日に提示された「具体化検討案」ではこれはさしあたり提案から削除されましたが、学術会議の内部的な構成についてさらに変更を求める可能性があること自体は否定されませんでした。

学術コミュニティを代表する機関としての日本学術会議がどのような組織構成を採るのかは、学術の体系性などに基づいて自律的に判断すべきことであり、政府や外部諸団体が決めることではありません。

環境学や情報学についていえばすでに分野別委員会が設置されており、分野横断的に検討すべき社会が直面する諸課題については、課題別委員会や今期新たに設けた連絡会議などで機動的な取り組みを進めています。部をこえて連携し、分野横断的な取り組みが進められているなかで、これまでの部と併設する形で新たな部を設置するよう求めた意図がどこにあったのか、提案自体はさしあたり削除されたとはいえ、なお疑問が残ります。

学術コミュニティを代表する機関としての日本学術会議がどのような組織体制を採るのかは、法第三条により「独立して」職務を行う本会議の独立性の根幹に関わる事項です。本会議との協議もなく、政治や行政の側から一方的に組織改編を行うような法改正を行うことは、日本学術会議の独立性を大きく毀損するものと言わなくてはなりません。

- 6) 政府等との協力の必要性は重要な事項であるが、同時に、学術には政治や経済とは異なる固有の論理があり、「政府等と問題意識や時間軸等を共有」できない場合があることが考慮されていない点

「方針」の冒頭では、グローバルなさまざまな難題に政府と学術会議が問題意識を共有して取り組む必要性が強調されています。そのことが重要であることは論を俟ちません。そのような協力関係を構築するためにも、政府と学術会議とのあいだで建設的な対話のできる環境が整えられる必要があります。

「方針」では「政府等と問題意識や時間軸等を共有しつつ」ということが再三にわたって言及されています。しかし、学術には一国に限定されない普遍的な価値と真理の追求という独自の役割があり、これには一国単位の利害には左右されずに、知の探求を通じて人類全体に奉仕するという意味が含まれています。日本学術会議は多様な国際活動を通じて、世界のアカデミアと協力してこうした役割を果たすことにも尽力してきました。

また、政策決定にあたって学術は、政治や経済の観点からは抜け落ちかねない重要な知見を提供する可能性を有しています。「エビデンスに基づく政策決定」が要請される時代にあっては、そのような学術的知見の重要性がますます高まっています。これらの知見は、必ずしも政府と問題意識を共有しないところからも得られるはずで

ずです。さらに、中長期的な観点から物事を考える学術と、短期的な判断を常に迫られる政治的意思決定との間で、時間軸を共有できない場面が生じるのはむしろ当然です。

したがって、日本学術会議の諸活動のすべてにわたって常に政府と「問題意識や時間軸」を共有するとは限らず、学術の独自の役割に即した活動を展開する必要があります。本会議では、学術の立場から、まだ顕在化していない問題も含めて中長期的視点で私たちの社会や人類、更には地球の将来のことに関する重要な課題を議論し、社会に問うことも極めて大切だと考えています。現実の直面する課題を解決するために検討を重ねる政府とは異なる「問題意識や時間軸」をもって課題を提起し、社会に問うこともまた学術の役割です。この点を改めて強調しておきます。

以上